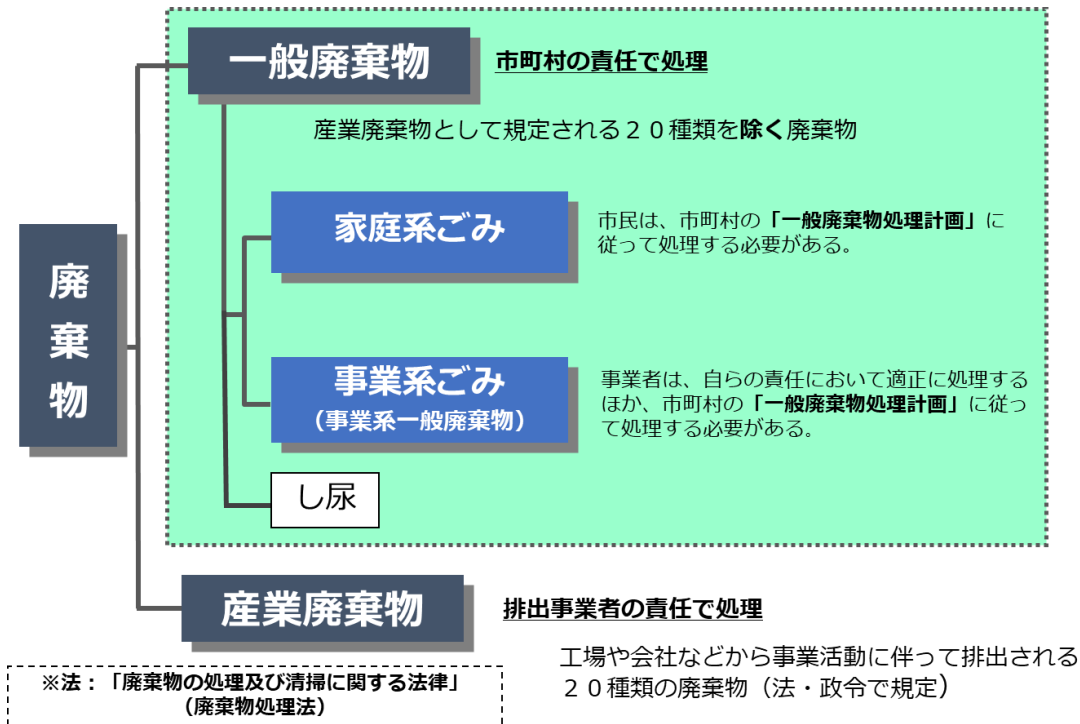
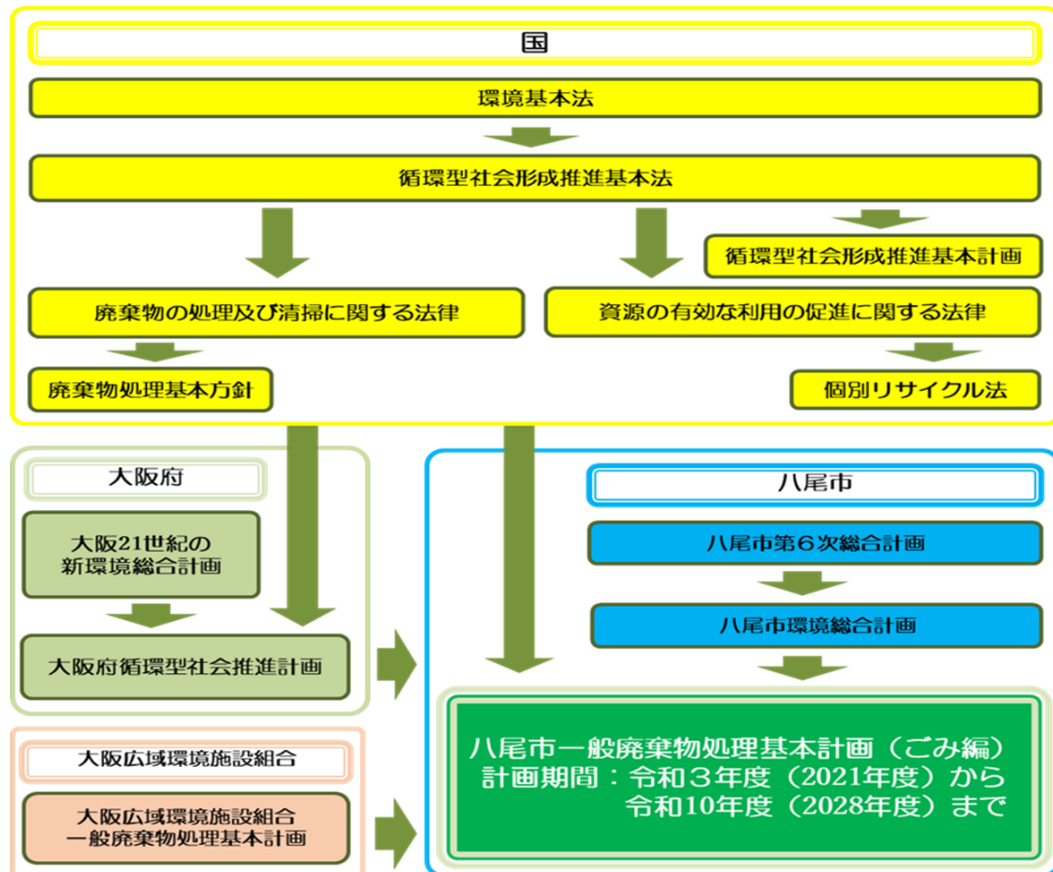


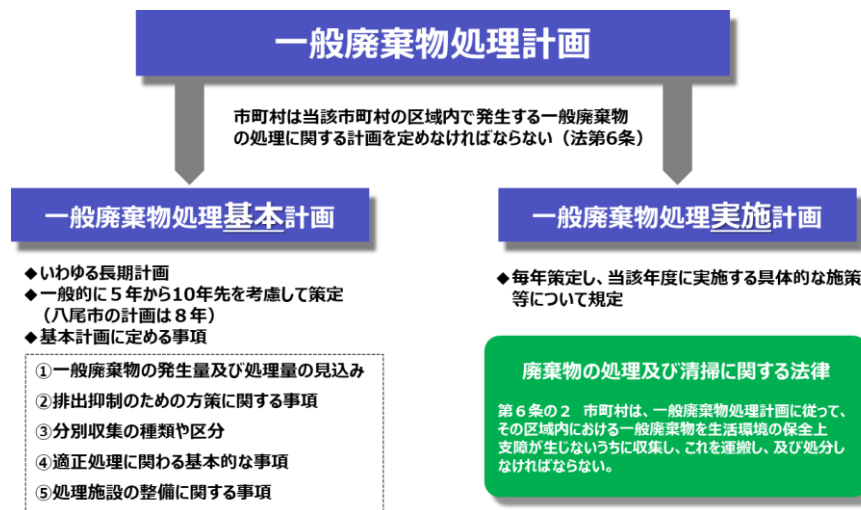
八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改定方針（案）

1. 廃棄物の区分について



2. 計画の位置づけについて





3. 計画改定の趣旨

本計画は、令和3年3月に改定を行い、基本理念に

「未来へつなぐ循環型都市『やお』～ごみ減量へプラスワン・アクション～」

を掲げ、その実現に向けて5つの基本方針と22の施策をもとに目標達成に向けて取組を進めている。

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間であり、令和6年度末に、前期4年間の計画期間が終了する。

平成28年9月に環境省が示した、ごみ処理基本計画策定指針において、「評価を踏まえて概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うことが適当である。」と示されており、令和6年度が、基本計画の中間目標年度にあたることから、新たな法律の施行や、廃棄物行政を取り巻く環境の変化に対応し、現計画の各施策の修正、追記、後期計画4年間の推進に向けて、計画の見直しを行うものである。

●近年の廃棄物行政を取り巻く環境の変化

- ・新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化
- ・記録的な物価高による購買意識の変化
- ・新たな環境法令の施行（製品プラスチックの収集・処理の対応の検討）
- ・ICTの進展による働き方の多様性
- ・その他

4. 計画改定における基本的な考え方

- (1) 現計画の構成を継承しつつ、現状や課題を踏まえた改定を行います。
- (2) 改定の方向性や内容について、八尾市廃棄物減量等推進審議会にて審議します。
- (3) 市民・事業者・行政が協働して取組める実効性の確保が図られた改定を行います。
- (4) 庁内関係課との調整を図り、計画の改定を行います。

5. 改定スケジュール

資料3：八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改定スケジュール（案）のとおりに